

平成29年11月吉日

お客さま各位

新井信用金庫

## 特定個人情報に係る利用目的の変更について

当金庫は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項をふまえ、当金庫の「個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報（特定個人情報といいます）」の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。

なお、変更日は預貯金口座付番\*が開始される平成30年1月1日からといたしますので、申し添えます。変更（追加）点は下線部をご覧ください。

\*平成27年9月に改正された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、その他関連法令に基づき、預貯金口座を個人番号と紐付けることです。

当金庫は、「個人情報の保護に関する法律」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を次の（1）～（8）以外の目的で利用いたしません。

〔利用目的〕

- （1）出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- （2）金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- （3）金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- （4）国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- （5）非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- （6）教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- （7）預金口座付番に関する事務のため
- （8）その他上記（1）から（7）までに関連する事務のため

以上